



# 「公共」における 〈法律〉に関連する授業の あり方を考える



福岡エクレール法律事務所 弁護士 春田 久美子 (はるた・くみこ)

## ① はじめに

いよいよ始まる必修科目「公共」。大項目〈B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち〉においては「法」などに関わる主題を扱うこととされており、大項目〈C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち〉で積極的に専門家との連携・協働を図ることにより活動を充実させることが明記されるなど、新学習指導要領のポイントの一つである「社会に開かれた教育課程」の理念をいかに具体化するか、実際の授業展開を、どのような教材を使って行うかが喫緊の課題になってくる。

私は法律実務家（元裁判官で現在は弁護士）として、かねてより《法教育》の実践（児童生徒向けの出張授業やジュニアロースクール、教員対象の研修講師など）を続けており、今後、「公共」の授業づくり等の場面において教員の方々とコラボする場面が増えていくのではないかと、と今からワクワクしている。

本稿では、法律の専門家ならではの着眼点から大項目A, B, Cそれぞれの単元において、具体的な事例にもとづく教材のネタ（素材）といくつかの授業例をコンセプトを添えて提案したい。

## ② 大項目〈A 公共の扉〉

### 授業例1 『公共事業と個人の犠牲、あなたはどうか考える？—あるみかん農家の闘いと結末を例に』

政界や経済界が早期開通を訴えている福岡県北九州市と鹿児島市を結ぶ高速道路のルートがある。しかしそれは、Aさんが半世紀以上にわたって営むみかん畑を真っ二つに分断する形で計画されていた…。立ちのきを拒否したAさんは17年にも及ぶ徹底抗戦（代替ルートの提案や国相手の裁判も含む）でみかん畑を守ろうとしたが、

最後は行政代執行で強制的に土地を収用されたという実際にあったケースである。公共事業は、私たちにさまざまな利益をもたらすが、他方でその恩恵が一部の人たちの犠牲のうえに成り立っている場合も少なくない。たくさんの思い出が詰まった土地を、“公共の利益”のため突然明け渡さなければならなくなったとしたら…。「仕方がない」とあきらめてしまわれがちな住民の権利と公共事業をめぐる問題である。海外では、公共事業の計画段階から積極的に住民の意見を取り入れる動きが進んでいることも示しながら、走り出したら止まらない公共事業の実態を素材に、これからの公共事業のあり方に考えをめぐらせることは、幸福・正義・公正といった概念にそくして立場の異なる者の利害や意見を公平・公正に調整することを学ぶ格好の素材になるのではないかな。

実は私には、Aさんが羽交い締めにされる行政代執行のリアルな場面を映し出すテレビを見た私の子どもが、泣きながら「ママ、これは法律家として、どうにもならないの？」と訴えたとき、返す言葉がなかった（法律上は、もはやどうにもならない）、という苦い思い出がある。

多数派の利益のために少数派の犠牲は、どこまでどのような理由で許容されるのか…法的にはとくに問題はなく進められた手続きだが、そこにはまさしく公共的な空間・社会の中に生きるさまざまな立場の人たちの人生模様や権利関係が錯綜している。“私”と“他者”…この世に生をうけ、同じ空間・社会、地球に生まれた私たちのかけがえのない人生が、少しでも多くの人にとって、できることならすべての人々が幸せに生きられ、「個人の尊厳」（憲法13条）が実現されるような世の中にするために、正解が一つとは限らない難しい諸課題について学ぶ新科目「公共」の意義を体感する導入として使えるのではないだろうか。



**指導案** ☆☆高等学校・1～2年生

作成：弁護士 春田久美子

【社会（公民、現代社会、政治・経済）、情報、家庭科、総合的な学習、特別活動、国際】

**タイトル** 『あなたは、どう考える？』

～インターネット実名制（インターネットの書き込みをするには、実名で、かつ、マイナンバーカードで本人確認ができた人しか出来ない仕組み）って賛成？反対？～

～調べてみよう！実名制導入の議論が出てきた理由。考えてみよう！折り合うための方策！～

**【背景（ねらい）】** 問題の所在を知り、立場によって意見が異なることを知り、双方の言い分を踏まえながら、課題を解決するために、いかなる方策が可能かを考えながら、現実的な問題を解決する能力、合意形成の能力を養う（→心づいては、表現の自由が民主主義にとって、如何なる意味で重要なものかを知り、他方で、新たな人権問題が起きていることを踏まえ、解決の見出し等を養う）。

**【内容（概ね）】** 誰もが「匿名」で、ネット・SNSで自分の意見や考え、思いを簡単に発信できるようになった現代、他方で、「匿名」であるがゆえに、デマや誹り、ヘイトスピーチを含む誹謗中傷の書き込み、炎上も後を絶たない。匿名である理由で（かつ）導入されたが議論という判断が出た後、最近、導入は不可逆との議論も浮上している。（匿名制導入の可否を議論することで、そもそも背景にはいかなる問題状況があるのか、生徒にとっても日々の暮らしの上で比較的身近で考えやすいテーマを素材に、なにより、そのような議論が出てきているのか、賛成派・反対派に分かれて意見を出し合い（立場論議）、問題・争点の所在を探り、次に、その解決のための方策・方策はないのか、を班活動で考え、発表する。

**【評価】** 以下の展開（授業進行表）の通り、アクティブラーニングの手法を用いる。

**【事前の準備】**  
 ・問題が読ませられたプリント（ワークシート）を事前に配付しておき、予め、どうしてそのような問題が起こったのか、個人で調べたり考えたりしておく。  
**【用意するもの】**  
 ・パソコン、フェイクニュースなどの実際の画像を用いた事前プリント（個人々）  
 ・模造紙、マジック（各組の分）、あればホワイトボードも  
 ・資料等（個人々もしくは全体で）

**【展開（60分授業の進行表）】** \*GTとはゲストティーチャー（弁護士）を指す


長 所	学習活動・内容	教師・GTの役割	時間配分
導入	1 あいさつ	OGTの紹介。●GTの自己紹介 ※アイスブレイク。本時のねらいについて簡単に説明する。「正解」を求めものではないことを告知。	6分
展開①	2 実名制を導入することについて、賛成派と反対派に分かれ、数人ずつが前に出て、それぞれの立場になりきって意見を発表する。（なぜ、その立場になったのか、問題状況の分析など。） 発表の順番を聞いた他の生徒は、補足意見や付け加える意見を発表する。	○発表された意見を板書なし模造紙（賛成派・反対派につき各々1枚ずつ）に書き出す（簡潔書き程度） *生徒にやってもらってもOK！ ●GTが適宜、フォローする。	11分
展開②	3 賛成派は反対派の意見を受け、反対派は賛成派の意見を受け、それぞれ、反論や根拠の付け加えなどが出来るか、更に考え、発表する。	●GTが適宜、フォローする。 （適宜、板書一枚書は、生徒にやってもらってもOK）	5分
展開③	4 以上の議論を踏まえ、賛成・反対のいずれの立場をとるかを含め（全員一致になる必要なし。票の分けられ具合を記録する。）、問題の所在に気付いたら、それを解決するための具体的な、どのような方策があり得るか、その場合の課題や根拠は何かも意識しながら、班に分かれて話し合い、その結果を、根拠もまじえて模造紙に書き込む。 5 自分の班の議論状況を発表する。（生徒全員がジャッジ（班）として、発表は、予め選んでいたジャッジ班から始める。）	○班の割り振りなど指示。 ○模造紙を張り出す作業の手伝いなど。 ●前問監視（議論を描き添える等々） ●GTによるコメントやフォロー。	12分（話し合い＆書き込む作業）
まとめ	6 発表内容に対するGTのコメント。（時間があれば生徒による感想発表も。） 7 質疑応答	●GTによる総括（題目での議論状況なども含め）幾つかの実際の事件と裁判（判例）についての説明も行う。	9分 2分

©2021 春田 久美子 Copyright Kumiko Haruta

図1 授業例2の指導案（筆者作成）


事前課題プリント

2021年（令和3年）9月10日（弁護士による主催者教育）の授業に向けて



**みんなはどう思う？（ネット実名制）の導入**  
～考えてみよう！ネットの書き込みで人権が侵害されないための方法～


☆☆高等学校1年生の皆さん、こんにちは！  
私は「弁護士」という仕事をしている春田久美子と申します。来週6日（木）の授業では、みんなが「ネットの書き込みを匿名制にするって、どう思う？」について一緒に考えようと思っています。そこで、次のイラストを基に、当日までに、以下のことを考えて（出来れば自分で調べたりして）おいて下さいね。



\*ネット書き込みを匿名制にすることについて賛成の人・反対の人は、それぞれどういう理由で、その意見になるのか、この問題の背景にあるのはどういふことかも含めて考えてみましょう。考えてみたこと（理由や背景）は以下の吹き出しの中に書き込んでみてね！（ずいぶんは分らなくても、色々想像して頑張ってください）

賛成派

反対派



\*双方の異なる立場からの意見をふまえて、最終的に、ネットの書き込み自由と誹謗中傷などの人権侵害を両立させるための方法があるとしたら、どういふ方法が思い浮かぶか、そのアイデアを考えておいてね！（出来るだけ、たくさんアイデアを考えてもらえると嬉しいです。）考えたことを以下のノートの中に書き込んでみましょう！

(1年 組◆氏名 )

©2020 春田 久美子 Copyright Kumiko Haruta

図2 授業例2の事前課題プリント（筆者作成）

### ③ 大項目くB 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

新学習指導要領では、現実社会の諸課題に関わる主題設定のために、具体的に13の事柄や課題が示されているが、リアルタイムで高校生たちにとって身近に考えられる問題を中心にいくつか素材や展開例をご紹介します。

#### 授業例2 『あなたは、どう考える？—インターネットの書き込みは実名で！の導入には賛成？反対？』

高校生の暮らしにおいてもなくてはならないツールで、もはや社会的インフラといっても過言ではないインターネットやSNS。他方で、匿名で自由に書き込みができることから誹謗中傷やヘイトスピーチ、悪質な動画や画像のアップ等で深刻な人権侵害が生じているのも事実である。LINEでのいじめなど高校生たちの日常生活においても事態は一刻の猶予もなく、最悪の場合、命さ

え奪ってしまう状況になっている。このような状況を前提に、「インターネット上に書き込みをするには実名で、かつマイナンバーカード等で本人確認ができた人しか書き込めない仕組みを導入するって賛成？反対？」というテーマで、実名制導入の議論が出てきた背景や理由を調べることから始め、法律で義務化することの是非について考えてみる授業を提案する（授業の目標・内容・方法は図1 図2 参照）。

これは、表現の自由とプライバシー権や名誉などの人権が衝突する場面であり、法的には相当に難しい問題である。表現の自由は、その保障が民主主義を成り立たせるために必要不可欠ゆえ、それを制限することは相応の必要性や合理性がなければ許されないと考えられているからである（言いかえれば、民主主義国家において、なにゆえに表現の自由や知る権利が重要で不可欠なのかを深く考える授業にもなりうる）。

ネット社会が日本より早く浸透した韓国でも同様の議

論があり、2007年に法整備がされたが、導入から5年後の2012年8月に憲法裁判所で裁判官の全員一致で違憲と判断され、廃止にいたった。しかし、ネット上での誹謗中傷を受けて芸能人などの自殺があいつぐたびに実名制の導入の議論が世論としてわき上がるという。

根本的な解決のためには公的規制ではなくメディアリテラシーの教育の強化など自浄的な解決策を模索すべき領域なのかもしれないが、そこに期待ができないのであれば人権を守るために法律で規制する必要があるのではないか。「法」が私たちの暮らしにおいていかなる意義をもって登場するのか、その原点を含めて考えることのできる教材・授業例である。

最近あった、リアリティ番組に出演していたタレントがインターネット上の誹謗中傷を苦に自殺したケースでは、母親などが刑法犯である侮辱罪の厳罰化と与党に求める活動を始めたこととニュース報道されている\*1。市民が立ち上がり、ダイナミックに立法活動へつなげようとする取り組みが実際に起こっているという点で、まさに今、国民全体で考えるべき課題であり、新学習指導要領大項目Bで示された13の事柄や課題のうち、〈法や規範の意義及び役割〉〈政治参加と公正な世論の形成〉、あるいは大項目Aの〈(3) 公共的な空間における基本的原理〉などで扱える授業例と考える。

### 授業例3 『突然の解雇（リストラ）、どうにもならないの?』

〈雇用と労働問題〉は経済の分野に位置づけられているが、法律が登場する領域でもある。とくに、高校卒業後、就職する生徒が多い商業高校などで推奨したい授業として、労働者側と使用者側の対立構造と実際の司法の現場での解決方法や考え方を示す授業例である。

こんな事例を想定する。新人のAさんはB社長に「つごうにより今日で解雇する」と言われた。Aさんは子どもが生まれたばかり。一方、B社長はこのままでは不景気で会社がつぶれると考え、人件費を抑えようとした…。さて、この解雇は有効かを考えよう、というものだ。労働者のAさん、使用者の会社（B社長）、双方の言い分を想像し、班ごとにA・Bいずれかを代弁する立場になりきって言い分を考えて発表してもらおう。ポイントは相手の言い分を予想して反論まで考えること。言い分が複

数あるときは強調したい順番も考える。Aさん側は「子どもが生まれたばかりで家族が路頭に迷う」「人件費を抑えたいならベテランをやめさせれば」「お金をもらえばやめてもいい」…。B社長側は「会社がつぶれたら他の従業員も職を失い、元も子もない」「業績が悪くなる前に手を打たないと意味がない」「ベテランは再就職が厳しい」…。

実際の司法の現場での判断基準としては、①人を削減する必要があること、②解雇を回避する努力を会社側がしたこと、③「その人」が対象にされる合理性があること、④事前に説明なりの手続きがとられたこと、以上の4つの要件が満たされているかどうかで決せられるのが原則であることを伝えたい。ちなみに、この基準は法律に直接定められているわけではなく、過去の労働判例の積み重ねによってできた法規範である。

労働者が使用者を相手にモノ申すのは実際には容易ではないからこそ労働組合があること、会社にも経営者としての悩みがあり、双方の立場をふまえた、多くの裁判例の積み重ねで、この判断基準ができたのである。世の中の現実には肉薄し、実際に生徒が社会に出たとき、すぐに使えるような授業もあってよいのではないだろうか。さらに、労働者と使用者間では交渉力・経済力において格差があり、「契約自由の原則」という一般的なルールをそのままあてはめるとかえって不公平になる場面が世の中にはあることを学べる効果も期待できる。

最近では退職の意思表示を代行するサービスが盛況だという。〈職業選択〉など働くことそのものの意義も考えることにつながるとなおよい。

### 授業例4 『これって、本当に対等なのかな?』

2022年4月にスタートが迫っている18歳成年年齢引下げを念頭におけば、消費者被害の防止のためにも〈多様な契約及び消費者の権利と責任〉は喫緊かつ重要な課題である。

消費者の立場について、世の中のリアルを体感できる教材として“約款”を取りあげることをお勧めする。例えば、携帯キャリアや料金プランの変更を題材に、生徒自身に、何かおかしいと感じたことはないかをたずね、体験エピソードを語ってもらおうと、「契約自由の原則」

\*1 法務大臣は、侮辱罪の厳罰化を法制審議会に諮問した（2021年9月16日現在）。



や「当事者対等の原則（権利能力平等の原則）」が、リアルな世の中では決して教科書どおりではないという事実に気づくのではないだろうか。

普段の暮らしの中で、相手方と交渉をしながら一から自身で契約の諸条件を決める場面などは少なく、保険に入るとき、旅行をするとき、インターネットで物の売り買いをするとき、アパートを借りる際など事業者があらかじめ定めた約款に従わなければ契約自体をあきらめなければならない場面は多い。2020年4月1日から施行された改正民法では、事実上、約款は「読んでいなくても効力をもつ」ことになったので、消費者は賢くなっておかないとますます不利益をこうむる。他方で、あまりに不当な約款である場合、例外的に、その約款の全部または一部が無効となる可能性も生徒に伝える必要がある（消費者契約法ないし民法違反）。

そのほか、〈司法参加の意義〉については多くの学校現場では、もっぱら犯罪（刑事事件）をテーマにした刑事裁判を取りあげることが多いだろうが、実際に裁判所で圧倒的に事件として多いのは民事事件のほうである

し、刑事事件よりも身近なものであるゆえ、民事事件と交錯するような教材をテーマにすること、〈政治参加と公正な世論の形成、地方自治〉で『ペット税を導入する条例、あなたはどう思う？』、〈財政及び租税の役割〉で『救急車の有料化、あなたはどう思う？』など政治・経済に関わる主題でも「公共」の教材として使えるのではないだろうか。ポイントは、司法府の判断も分かれているような悩ましいもの、答えが一つには限られないような多様な考え方が成り立ちうるようなものを教材として用いることだと考えている。

#### ④ 大項目C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち

##### 授業例5 『このキャンセル料って、高いかな？あなたなら、どんなことが言いたい？』

大項目AとBで学んだことを発展させ、よりよい社会の構築のため主体的に参画し、共に生きる社会を築くという観点から、実際に消費者（市民）がアクションを起こしたことで自分だけでなく他の多くの人が救われた、よりよい環境・社会がつけられたという実際のケースをもとにした授業例を最後に紹介する。

こんなケースを生徒に提示する。消費者Xさんは飛行機のチケットを搭乗予定日の3か月前に割引運賃で購入済み（約7割引で1万3290円）。ところが、バイトのつごうでやむなく搭乗便を変更することに…搭乗日の62日前にキャンセルをしたら取消（キャンセル）料が8190円かかると航空会社Yから請求が…。これって、どう？しかたないの？を考えてもらうというものである（図3）。

生徒たちには、「あなただったら、どうする？どうしたい？」と問いを突きつけ、言いたいこと＝言い分、を自分の言葉でよいので頑張って言ってもらい、さらに可能であれば、そのように考える理由や根拠も自分の言葉で伝えてもらう、というものである。最終的には、消費者として、どう行動する？かまで具体的に考えてもらえらることを願って教材化した。

生徒たちの反応としては、「キャンセル料がいくら

消費者教育&主権者教育 2020年6月6日

**Let's Lesson!** こんなとき、あなただったらどうする？

**Case 4** 「これって高い？！それとも…？」

もうすぐ夏休み。飛行機で帰省しようと、チケットは3ヶ月前にばっちり割引運賃で事前購入済み（7割引で1万3290円）。ところがバイトの件でやむなく搭乗便を変更することに…搭乗日の62日前にキャンセルをしたら取消料が8190円だって…。これって、どう？仕方ないの？

1 あなただったら、どういうことを言いたいですか？立場になりきって考えてみよう！

チケットを購入した側の言い分

航空会社側の言い分

2 グループの皆で考えてみよう！それぞれの言い分、あなたは、どう思う？

お客様の側の言い分

VS

会社側の言い分

3 この問題、何がポイントなのかな？

©2021 春田 久美子 Copyright Kumiko Haruta

図3 「Let's Lesson!」ワークシート（筆者作成）

かはももとの取り決めでちゃんと決まっていたのかな?」「規約とかに書かれてあったのなら、もうしかたないんじゃないの…」「え～、でも、まだ62日前だし…」「1万3290円に対して8190円は高すぎじゃない?」という意見があれば、「いやいや、約7割引きで1万3290円で、正規料金は、えっと4万3890円だから…8190円は、そこまで高いとはいえないんじゃないか?」と少しずつ白熱してくる。意見が停滞しているようなときは、あなただったら、どういうことが言いたいかな?とあくまで生活者の視点で、自分だったらどうしたいか、言いたいことはないかを飾らない言葉、自分なりのフレーズで言語化するように問いかけてみる。ここでも、正解などは気にせず、言いたいこと、言ってみたいことを“言い分”として表現してもらうことにこだわるようにしている。

実は、このケースは実際に大手航空会社を被告として現実に提起された裁判の事例をそのまま授業にしたものであり、金額などもまったくリアルなものである(裁判では8190円を訴額として返還請求を求めた。ちなみに原告は本物の弁護士で、消費者問題対策委員会のメンバーらが代理人に就いて訴訟を起こした、という背景がある)。

この裁判では、約款でキャンセル料についてもあらかじめ定めてあったことが前提となっており、「ちゃんと読んでいたかどうか」は真の争点ではないので、生徒たちには「じゃあ…ちゃんと取り決めがなされていたら、もうしかたないのかな?」「規約にそう書き込まれていた、という前提で考えてみてくださいね」と問うと、最初はいぶかしげな反応をすることが多い。ルールですでに決まっていることであれば議論する余地などないのではないかと感じているようだ。

この裁判のポイントは、キャンセル料の定めが、“消費者契約の解除に伴い、事業者が生じる平均的な損害額を超えた違約金は無効”という消費者契約法9条1号に該当するのではないか、8190円のキャンセル料が、はたして「平均的」な損害といえるのか、その金額の合理性は消費者と事業者のいずれが証明すべきか?、証明できるのか?という点にあるのだが、そのような理屈は知らなくても、自分の問題として考える場合に、消費者(市



写真 出前授業のようす(生徒と話しているのが筆者)

民)としてどういうアクションを起こせるか、起こしたかを自分ごととして生徒たちに考えてほしくて作成した授業である。

教材にした初期のころは、まだ判決が出ていなかったもので、「どのような結果(判決)になるか要注目!」で締めていたが、あるとき、原告となって闘っている弁護士本人に会った際、あのケースを消費者教育の授業で使わせてもらっていると告げたところ、「(航空会社の)ホームページをぜひ見て!生徒さんたちに伝えてあげて!」とうれしそうに教えてくれた。さっそく見てみると、判決を待たずしてホームページ上で「2015年10月25日以降ご搭乗分から…取消手数料が変更になりました」との告知がなされていた。つまり、運賃の約63%だったキャンセル料は、提訴をきっかけに約20%にまで減額されたのである\*2。

大手の航空会社を相手にあきらめるしか方法がなさそうな状況であっても、また、わずか「8190円」の返還を求めて地方裁判所に裁判を起こすという行動は一般的には簡単にできることではないものの、消費者が実際にアクションを起こしたことで、他の多くの消費者にも恩恵が行きわたることになった、という説明・種明かしをすると、生徒たちの目はキラキラと輝き始める。

思いがあっても実際の行動にはなかなか移せない、どのようなアクションを起こせばいいのかも迷ってしまうケースが多いことは消費者問題の相談業務にたずさわっている実務家として痛感することである。法律の世界では、消費者保護のために上記のような定めが存在するこ

\*2 その後、キャンセル料はさらに減額され、今では55日前までのキャンセル料は無料になっている。



と、いつも奏功するとは限らないが、このケースのように事態が改善される場合もあることを実際のケース・事例を通して味わってもらい、最後は各自のスマホで航空会社のサイトを見るようながして授業を終えるのだが、生徒たちからは、「本当だ～、変わってる！」という驚きの声とともに「自分も、おかしいと思ったら小さなことでも声をあげてみようと思いました」という感想を寄せられることが多い教材である。

## ⑤ 結びにかえて～専門家の活用をぜひ！

新学習指導要領では、カリキュラム・マネジメントもうたわれており教科を横断する取り組みも増えていくであろう。現に、この分野は家庭科と協働で教えることが想定されている。つい先日、ある法教育企画で、〈多様な契約及び消費者の権利と責任〉（消費者保護の仕組み）を家庭科と社会（公民）科で扱うとしたら、どう切り口や内容が違うのか…コラボして実践する機会があった。その際の家庭科と社会科の各教員とのやり取りがひょろろに興味深かったのだが、具体的には、家庭科の先生は「私たちの役割は、どういう困った事例があるかを提示するところまで。その救済のために、どういう法律があって、どう助かるかの部分は社会科の先生のご役割では？」とおっしゃったのに対し、社会科の先生は「えっ？それは家庭科でやっているんじゃないですか？」おおよそ、そういう感じであった。

そのやり取りを見ていて私も考え込んでしまったのだが、現時点での私の考えでは、ざっくりではあるが、家庭科は、目の前の事象について、実際にとるべき現実的なアクションのハウツーを学ぶ（相談先はどこ、どのような“武器（未成年者取消権やクーリングオフ、消費者契約法で契約を取り消せるなど）”があるのかを学べる教科である。対して、社会科（「公共」）は、各法令がつくられた趣旨や当該法律でできることは何かを学び、現行法で救われない立法事実があれば立法府で法律を新たに制定する動きに結びつくこと、そうすれば行政も変わるというように、法律の意義、果たす役割はもちろんのこと、統治機構の仕組みも最終的には基本的人権を実効

的に保障するために存在するということ、その（統治）機構を動かす権利は主権者である私たち国民一人ひとりにあること、そういう大きな仕組みをダイナミックに伝えるところに役割があるのではないかと思いついた。主権者として行動を起こせば世の中を変えられることまで伝えられると、これはまさに「公共」の大項目Cで述べられている〈持続可能な社会づくり〉を実践することになるのではないだろうか。もっとも家庭科においても、買い物が世界を変える、消費行動はある種の投票行動だ、といわれるように、「公共」でめざすことと目的が同じであることも然りであろう。

自分の困りごとを端緒にして、それが理不尽だ、変えるべきでは、と思うようなことに直面した場合には、自らがアクションを起こすことで他の多くの人々・市民も救われることにつながる、というダイナミックな行動を起こせるようになること、これがまさに新科目「公共」で最終的にはぐくみたい生徒像ではないかと期待している。新学習指導要領では専門家の活用もうたわれている。各都道府県には最低1つの弁護士会が存在し、法教育委員会や消費者委員会など名称はまちまちであるが《法教育》にたずさわっている弁護士がいる。リアルなケースを扱い、対立構造にある当事者の利害を調整しながら紛争を解決に導くわれわれ弁護士（法律の専門家）だからこそお役に立てる部分があると思っているので、ぜひ、連携・協働を深めていきたい。



著者紹介 春田 久美子 はるた・くみこ

九州大学法学部卒業。政府系金融機関に就職した後、裁判官を経て2006年から弁護士。市民と法律家の架け橋となるべく法教育・講演会活動に力を注ぐ。日本弁護士連合会では、市民のための法教育委員会に所属し、弁護士の学校派遣制度を含む授業支援をするメンバーの一人。九州弁護士会連合会・法教育に関する連絡協議会前委員長。

